

新型コロナウイルス関連のお知らせ

各種料金などが 減額・免除になる 制度があります!



水道の基本料金を減免

水道課

新型コロナウイルス感染症の影響が各ご家庭に経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、町民の皆さまの生活や経済活動を支援するため、上水道の基本料金を減免します。
なお、この減免を受けるための申請などは不要です。

●**減免対象**／町内で給水開始している水道のうち、対象外の水道を除く全件

※対象外の水道とは／①区民館や消防車庫の施設で基本料金が半額になっている水道 ②自治区管理のゴミステーションや公園の水道で、半年ごとの請求になっている水道

●**減免内容**／一般家庭用・営業用の用途で使用されている水道の基本料金

※基本料金を超過した水道料金・水道メータ使用料、下水道料金は請求します。

●**減免期間**／7月請求分（6月使用分）から9月請求分（8月使用分）までの3カ月間

国民健康保険税の減免

国税務課

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどした世帯に対して、申請により国民健康保険税を減免します。

●対象世帯

- ・世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ↓全額免除
- ・世帯主の収入減少が見込まれる世帯で次のア～ウすべての要件に該当する世帯 ↓前年の合計所得金額の区分に応じて10割～2割免除
- ア・事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが前年収入の3割以上減少する見込みであること
- イ・前年の総所得金額等（退職所得は除く）が1000万円以下であること
- ウ・減少が見込まれる所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること

●減免対象の保険税

／令和2年（2020年）2月1日から令和3年（2021年）3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金

給付の支払日）が設定されているもの

●申請書類

「減免申請書」「収入減少見込割合申告書」「還付先口座届出書」に、次の書類を添付して提出してください。
・死亡または重篤な傷病などの事実確認ができる診断書

- ・世帯主の収入減少の見込額が分かるもの（前年の収入額が分かる青色申告決算書または収支内訳書の写し、今年の収入額およびこの先の見込額が分かる帳簿・通帳・給与明細などの写し、廃業届、事業主の証明、雇用保険受給資格者証または退職証明書・離職票など退職理由の記載のあるもの）
- ・保険金・損害賠償などにより補填される場合は、その金額の分かるもの

●**申請受付期間**／12月18日（金）まで

※受付時間／平日9時～17時

●その他

- ・被保険者の所得の申告がまだの方は提出が必要な場合があります。
- ・審査および収入額の再確認の結果、減免できない場合や減免を取り消す場合があります。

●**申請受付場所**／税務課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室